

令和 7 年 10 月 22 日

農業資材審議会飼料分科会事務局

アルギン酸ナトリウムの規格の改正について

1 背景

- (1) 飼料添加物については、飼料安全法第 2 条第 3 項に基づき農業資材審議会に意見を聴き、その効果と安全性が確認されたものが指定されている。
- (2) 飼料添加物を含む飼料の使用が原因となって、有害畜産物が生産され、又は家畜等に被害が生ずることにより畜産物の生産が阻害されることを防止する見地から、飼料添加物の成分につき規格が定められている。
- (3) 今般、昭和 60 年に粘結剤として新規指定されたアルギン酸ナトリウムについて、当該飼料添加物の取扱事業者より、規格の改正について要望があった。

現行の規格（製造用原体の成分規格）：

強熱残分 33～37%（1 g）

要望：強熱残分 33～37%（1 g、乾燥物換算※）

※現行の食品添加物アルギン酸ナトリウムの規格においては乾燥物換算で 33～37%である。

要望の背景

：食品添加物として使用される製品を、飼料添加物としても使用できるようにしたいとのこと。この場合、飼料添加物としての規格に適合する必要がある。しかし、飼料添加物の規格における乾燥減量 15%以下の規定を満たしていたとしても、水を多く含む製品の場合、現物の強熱残分の値が小さいことにより飼料添加物の規格に適合しない場合がある。

2 経過・審議結果

- (1) 強熱残分の現物値測定から乾燥物換算への変更は、アルギン酸ナトリウム試料中に推定される無機物の量が、乾燥減量によらずに制限されるよう改正するものである。そのため、乾燥により除去される水等以外には、より多くの不純物の混在を認めるための変更ではないという考え方をもとに改正を検討。

- (2) 乾燥減量が規定の範囲内であって、主に水を多く含むことのみに
より飼料添加物の規格に不適合となり使用できなくなることはない
よう、アルギン酸ナトリウムの規格の強熱残分を乾燥物換算により
計算することとする改正(※)について、飼料添加物規格小委員会
における審議により了承を得た。

※：規格の改正案は別紙のとおり。

アルギン酸ナトリウムの規格の改正

飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項並びに第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定し、その基準又は規格を設定している。

令和 7 年 9 月 11 日付け 7 消安第 3459 号をもって諮問されたアルギン酸ナトリウムの規格の改正について、飼料安全部会の規格小委員会において検討した。その概要は次のとおりである。

1. 規格を改正する飼料添加物

飼料添加物名：アルギン酸ナトリウム
用 途：飼料の品質の低下の防止

2. 経過

令和 7 年 9 月 11 日 諮問
令和 7 年 9 月 12 日 飼料添加物規格小委員会

3. 飼料安全部会の審議結果

規格の改正案を作成した（資料 P. 4のとおり）。

(改正案：下線部を追加)

アルギン酸ナトリウムの成分規格等（案）

1. 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

ア 製造用原体

(ア) 成分規格

物理的・化学的性質～乾燥減量（略）

強熱残分 33～37 % (1 g、乾燥物換算)

(イ) （略）

イ・ウ （略）

2. 飼料添加物一般の試験法

(9) 強熱残分試験法

強熱残分試験法は、試料を次の操作法により強熱するとき、揮発せずに残留する物質の量を測定する方法である。この方法は、通例、有機物中に不純物として含まれる無機物の含量を知るために用いるが、場合によっては、有機物中に構成成分として含まれる無機物又は熱時揮発する無機物中に含まれる不純物の量を測定するために用いる。

各条に、例えば、「0.1 %以下(1 g)」と規定するものは、本品約 1 g を 0.1 mg の桁まで量り、その数値を記録し、次の操作法により強熱するとき、その残分が本品 1 g につき、1 mg 以下であることを示す。「0.1 %以下(1 g、乾燥物換算)」と規定するものは、本品約 1g を 0.1mg の桁まで量り、その数値を記録し、次の操作法により強熱するとき、その残分が乾燥物換算した本品 1g につき、1mg 以下であることを示す。また、乾燥した後とあるときは、乾燥減量の項の条件で乾燥した後、測定する。

操作法

あらかじめ白金製、石英製又は磁製のるつぼを 450～550 ℃で恒量になるまで強熱し、放冷した後、その質量を 0.1 mg の桁まで量り、その数値を記録する。

試料は、各条に規定する量の±10 %の範囲内で採取し、前記の容器に入れ、その質量を 0.1 mg の桁まで量り、その数値を記録する。これに硫酸少量を加えて試料を潤し、徐々に加熱して、できる限り低温でほとんど灰化し、又は揮散した後、いったん放冷し、更に硫酸少量で潤して徐々に加熱し、白煙が生じなくなった後、450～550 ℃で強熱して残留物を完全に灰化する。放冷した後、その質量を 0.1 mg の桁まで量り、その数値を記録する。放冷は、デシケーター(シリカゲル)で行う。

各条における強熱残分の規定が%以下又は mg 以下で示されている場合において、上記の操作により得た値がこの値より大きいとき又は強熱残分の規定が一定の範囲をもって示されているときは、恒量になるまで強熱を行う。